

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2012, 09

【建設】【運送】【産廃】【風営】



## ★建設業★ 社会保険未加入問題の行方 11月～

国土交通省が「社会保険未加入対策推進協議会」なるものを5月29日に発足して以来、順次、建設業法施行規則の改正を行っています。

なぜ、行うのか？それは、社会保険に入っていないことが、技能労働者の待遇を低下させ、若い世代の建設業入職者が少ない一因と考えられているからです。また、法定福利費を負担する企業が受注競争上不利となっていることへの是正の意味もあります。改正のまず最初が、7月よりはじまった経営事項審査での雇用保険、健康保険、厚生年金への未加入企業に対しての減点幅の拡大（▲60点→▲120点）でした。

そして**11月には建設業の許可・更新時に社会保険加入状況を記載した書面**の添付が必要となります。未加入企業には文書により加入を指導が行われます。（ここでは、あくまで指導であり、未加入だからと言って、許可が下りないという訳ではありません。が、**同指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局への通報**がされます。（「運送業の適正化巡回指導も運輸支局に通報されちゃうのよ。」と美幸ちゃん）

同じく11月に施工体制台帳に保険加入状況の記載が必要となり、作業員名簿に被保険者番号の記入欄が追加されます。**元請企業は下請企業に対して保険加入の指導**をしなければならぬとされており、**国・都道府県の建設業担当部局は、営業所や工事現場への立入検査**をし、施工体制台帳等の確認もするそうです。例えば、今まで下請けに個人事業主を使っていたとします。この個人事業主は社会保険に加入していません。個人事業所は常時5人以上の従業員を使用していれば、社会保険の加入義務がありますが、5人未満なら加入は任意です。加入義務がなければ、被保険者番号欄が空欄でもOKです。が、元請からしてみれば、「社会保険やってくれてればいいのになぁ…」そんな気分になりそうですね。

本来、請負金額が500万円未満なら建設業許可は要りません。「元請さんが許可とれ許可とれって言うんだよね。」そんな話も多く聞きます。つぎは「社会保険入れ、入れて言うんだよね。」そうなるのでしょうか…？

### 11月に向け駆け込み許可？

そんな影響でしょうか、最近新規許可や業種の追加のご依頼を頂くことが多くあります。いいえ、許可の要件が整って申請できるときに申請し許可を取得しておき、いざ出陣！というときに備えておられることと思います。

清水良枝

# 更新 期限って忘れがちです・・・

産業廃棄物の許可期限は5年。

以前は、全国の各行政が「**そろそろ更新時期です**」と許可業者さんにハガキでお知らせしていたんですが、昨年の法改正と共に廃止されてしまいました。うっかりして許可が切れたら大変です!

先日、愛産協の事務局長にお会いし、その話が出たところ、愛産協からは、会員の皆さんには更新のお知らせをしているそうです。

また、運送業でも運行管理者さんが定期的に受講しなくてはならない法定講習について、中部運輸局からの「**法定講習のご案内**」が廃止されます。これに関しては更にうっかり忘れてしまいそうです。こちらも忘れたら車両の使用停止!

それもこれも事務処理の簡素化・・・

**簡素化した分はどこに行くのでしょうか。監視の目を光らせるのでしょうか? 恐ろしいです。**

産廃の許可に関して、牟田事務所では、過去にお手伝いさせていただいたお客様に更新の1年前に講習のご案内をしています。また決算の内容に関しても早めに確認させていただくようご連絡をしています。



## 小型家電リサイクル法が成立

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が来年4月から施行されます。



具体的な対象商品や認定事業者の認定基準など詳細は冬に公布されるそうですが、法施行されると、環境大臣と経済産業大臣から認定を受けた事業者は、市町村が回収した小型家電を収集運搬や中間処理、有用金属の回収を**業許可なしに行うことができる**そうです。

この小型家電リサイクル法はその他の個別リサイクル法と異なり、消費者や自治体に対して回収や再資源化を義務化せず、リサイクル料金も消費者から徴収しないシステムで、これをきっかけに有用金属の確保を図りたいとしています。

気になるのはやはり認定基準ですよね・・・すでにこの法律に目を付けられ事業を行ないたいという事業者さんもいらっしゃいます。業許可なしに行うことができるこの認定が業許可申請よりもややこしかったら浸透していくのは難しいだろうな・・・と思いました。認定基準の公布が楽しみです。

## 愛産協主催の安全衛生セミナーに出席してきました

産廃処理業界は最も事故・怪我の多い業種なんですね・・・  
てっきり建設業かと思っていました。

**安全・安心で 選ばれる事業者へ!**  
**頑張って、倉庫業の登録をして**  
**差別化を図りましょう! 沙織**

も多く、



はそのあたりしっか  
ご連絡ください。★**倉庫**

## 業★

中部運輸局 物流課の専門官によると、倉庫業の登録が増えてきているそうです。中部運輸局管内で見ても愛知県は**ダントツの登録数(愛知県は 300 事業者)**。日本列島の真ん中で製造業を中心として成り立っている愛知県は物流の中心にもなっているのが伺えます。



倉庫業の登録が増えている理由はやはりコンプライアンス。登録業者の意識はもちろんのことながら、荷主さんが倉庫登録業者を選ぶ時代です。**倉庫は物流の銀行！！**大切な自社商品を安全で信頼できるところに預けたいと思うのは皆同じです。

倉庫業登録には1～3類倉庫、野積倉庫、水面倉庫、貯蔵槽倉庫、危険品(工作物)倉庫、危険品(土地)倉庫、冷蔵倉庫の9種類があり、それぞれ保管できるモノが違います。

倉庫業登録はもちろん建物の構造が1番重要！！

**古くに建てられた倉庫はなかなか一筋縄ではいきません。**

まず、**建築確認済証・完了検査済証**

もし紛失等してしまっている場合・・・建築確認済証の内容は過去5年間程度のものならば所管している建築事務所に記録として残っているのですが、それより以前のものは確認が出来ません。また完了検査済証がない場合、申請自体が出来なくなってしまいます。

方法としては、再度建築確認・完了検査を再度受けていただく・・・しかし受けても倉庫業の基準に適合しているかどうかは別の話なので、先に図面等で構造の確認をしなくてはなりません。また、図面が足りない場合があるんです・・・そんな時は建築士さんに図面を引きなおしてもらわなくてはなりません。

「**08510**」(倉庫業を営む倉庫)。これは確認済証の用途欄に書いてあるコードです。

もともとが倉庫業を営む倉庫として建築されているので構造も倉庫業法の基準に沿っています。しかし、その他のコードの場合、倉庫業の基準に沿っているかどうかの前に建築主事への確認を取り、時には用途変更の手続も必要になります。

倉庫業登録は申請から登録までおよそ2ヶ月と言われていますが、それまでに上記の様な建築基準法上の確認や、倉庫業法に関しては構造や設備が細かい基準を満たしているかなどの確認、場合によっては1級建築士の証明が必要になることもあります。

倉庫業登録をお考えでしたら、

## ★運送業★

毎日ドライバーさん全員の点呼

**安全・安心で 選ばれる運送事業者へ！**

**Gマーク申請後の巡回指導・帳票類の確認！  
心配な事業所様はご連絡ください 美幸**



少なくとも乗務前か後どちらか対面で行えていますよね？

我流（我が社流）になっていませんか？

我流の点呼で完璧なところは正直ありません。適正化事業の指導員が来たときに指摘をされたことはありませんか？そこで「あ～やっぱり指摘された」と思うのか「えっ？そんなこともしなきゃいけないの!？」と思うのでは大違い！

でも運行管理者の皆さん、我流でやってきたし、点呼だけが仕事じゃないし完璧な正解なんて…でもないがしろにしているのは、**いざという時会社の命取りとなってしまうんです。**

裏を返せば、**点呼をしっかりと記録を残しておけば命拾いもできるんです。**

点呼の時が、ドライバーさんと顔を合わせる数少ない時間。大切にしましょう。

一方的に、それも機械的に必要なことだけを聞くんじゃなくて、ドライバーさんの近況や生活リズムや環境の変化など、できるだけ会話をしてドライバーさんのプライベートなことを引き出すようにしましょう。



プライベートが仕事に良くも悪くも影響がでる運送業。

しっかり把握して事故のないように運行してもらわなくちゃ！

点呼は事故防止につながる運行管理者の大事な仕事の一つです。

**社長さ～ん！我が社の運行管理者さんはよくできていますか？**

いっぱいいっぱいオーラは出ていませんか？

運行管理者さんが大変そうなときは、補助者さんをお願いしてサポートしてあげましょう。

## 運送業セミナー 安全対策 シリーズ①

「効果の上がる点呼方法&記録、運行管理者の業務」

運送業に限らず、配送業務・営業さんがいる事業所様

日 時：平成24年9月21日（金）14：00～16：45

場 所：名古屋都市センター 第1会議室

会 費：会員事業所様は無料 会員以外はお一人3,000円

しっかり把握してもやもやは解決させましょう。

**ご参加お待ちしております！**当日懇親会も予定しております。

他の会社のやり方を聞くのもいいですし、有意義な時間を共有しましょう！

何をどうすればいいのかわからない人に朗報！



追記：8月26日(日)に運行管理者試験がありました。受験された方お疲れ様でございます！

牟田事務所の受験者も受かってる！と自己採点。皆様、大真サービス様のおかげです。